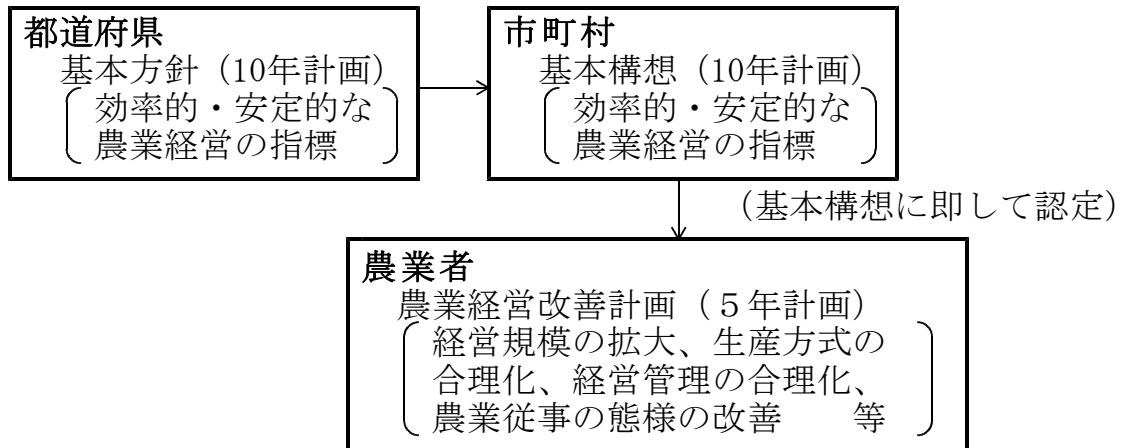


認定農業者制度について

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施。



○ 制度制定の経緯

- 1 平成4年の新政策（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）において、他産業並の年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的・安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造を確立することを農業政策の目標として提示。
- 2 認定農業者制度は、このような農業構造を実現するため、平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、旧農用地利用増進法の農業経営規模拡大計画の認定制度を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の改善等農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして、市町村が認定する制度として創設されたもの。

○ 認定基準

＜市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件＞

- 1 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること。
- 2 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- 3 計画の達成される見込みが確実であること。

○ 認定の手続き

認定を受けようとする農業者は、市町村に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出

農業経営改善計画書に記載する内容

- 1 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- 2 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- 3 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- 4 農業従事の態様の改善の目標（休日制の導入等）等

○ 農業経営改善計画の認定状況

市町村が認定した農業者の数は着実に増加しており、平成22年3月末現在で、1,632市町村で249,376の経営が認定されており、地域の実情に応じた経営体育成に向けた取組が進展。

○ 農業経営改善計画の認定状況

	認定農業者数（うち法人）	認定市町村数
H6. 4月末	134（***）	11
H7. 3月末	19,193（712）	919
H8. 3月末	68,760（2,657）	2,521
H9. 3月末	98,232（3,488）	2,798
H10. 3月末	119,448（4,039）	2,884
H11. 3月末	136,287（4,578）	2,929
H12. 3月末	145,057（4,950）	2,956
H13. 3月末	149,931（5,319）	2,961
H14. 3月末	162,791（5,846）	2,964
H15. 3月末	171,746（6,444）	2,980
H16. 3月末	182,345（7,132）	2,910
H17. 3月末	191,633（7,853）	2,341
H18. 3月末	200,842（8,829）	1,681
H19. 3月末	228,593（11,043）	1,673
H20. 3月末	239,286（12,251）	1,672
H21. 3月末	246,105（13,329）	1,663
H22. 3月末	249,376（14,261）	1,632

資料：経営政策課調べ

注1：22年3月末は、速報値。

注2：20年3月末以前の認定農業者数は、「農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けたもの」であるが、21年3月末以降からこれに「特定農業法人で認定農業者とみなされている法人」を加えた。従って21年3月末以降のデータは連続しない。

○ 認定農業者数の部門別割合（平成21年3月末現在）

		認定農業者数	割合（%）
稲作中心	単一経営	23,959	9.7
	準単一複合経営	60,389	24.5
	計	84,348	34.3
稲作以外の作目が中心	単一経営	90,937	37.0
	準単一複合経営	34,561	14.0
	計	125,498	51.0
複合経営		36,180	14.7
合計		246,026	100.0

資料：経営政策課調べ

注：1) 「単一経営」とは、農産物販売金額第1位部門の販売金額が総販売金額の80%以上の経営である。

2) 「準単一複合経営」とは、農産物販売金額第1位部門の販売金額が総販売金額の60%以上80%未満の経営である。また、「複合経営」は、同部門の販売金額が総販売金額の60%未満の経営である。

3) この表の認定農業者数には、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人（79経営体）を含んでいない。

■ 認定農業者制度の概要

○ 認定農業者制度は、意欲ある農業者の自主的な経営改善を支援する制度で、農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が協力して支援することにより、地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着。

認定までの手順

①意欲ある農業者

②経営改善を決意



③農業経営改善計画の作成

農業者自らが、経営規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様等に関する5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した計画を作成

④市町村へ申請

⑤市町村
が認定

【認定基準】

- ・市町村基本構想に適しているか
- ・農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- ・達成できる計画か

認定農業者

各種支援

地域の関係機関・団体が一体となって経営改善の取組を支援

1 地域の関係機関・団体が協力して経営の改善をサポート

市町村、JA、農業委員会等の関係機関が協力して、経営管理能力向上のための研修活動等を実施し、地域農業の担い手を育成・確保



複式簿記等の研修活動



経営セミナー等の研鑽活動

2 担い手への農地集積の推進

- ・農業委員会による認定農業者に対する農地の利用権設定等の斡旋
- ・市町村に設置されている農地保有合理化法人、農用地利用集積円滑化団体による農地集積のための利用調整

※ 国としても食料の安定供給、地域農業・農村の維持発展を担う多様な農業経営を支援

- 融資 (スーパーL資金、スーパーS資金等)
- 補助 (水田・畑作経営所得安定対策、経営体育成支援事業等)
- 税制 (農業経営基盤強化準備金制度)

■ 農業経営改善計画の認定基準

- 市町村による計画の認定は、市町村が基本構想において示す、地域における望ましい農業経営の姿に照らして適切か、達成できる計画であるか、農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであるか、という3つの基準で判断。
- 経営改善に向けた意欲のある農業者であれば、①年齢・性別、②専業兼業の別、③経営規模、④営農類型、⑤組織形態等を問わず認定の対象。

“農業で頑張っていこう” という多様な農業者を応援する制度

市町村基本構想

地域における望ましい農業経営の姿として、以下の指標を提示

・営農類型別の経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等

・年間農業所得の目標

主たる従事者1人当たり概ね350万円～600万円程度で、市町村毎に地域における他産業従事者の所得を参考に設定

・年間労働時間の目標

概ね1,800～2,000時間程度

基本構想に照らして
市町村が認定

【認定基準】

- ・基本構想に照らして適切か
- ・達成できる計画であるか
- ・農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであるか

農業経営改善計画
(5年後の経営目標)

規模拡大を
目指します

5年間では基本構想の
目標達成は難しい

新規就農者や小規模農家
など、短期間での目標達成
が難しい場合であっても、
意欲・能力などからみて、
**将来的に達成が見込まれる
場合は認定可能**

年齢・性別、専業・兼業の別などを問わず、誰でも認定の対象

年齢・性別

認定に当たっての年齢制限はない、女性農業者も認定の対象

専業兼業の別

非農家や第二種兼業農家であってもこれから農業を主として頑張っていく者であれば認定の対象

経営の大小

現在経営の規模が小さくても高収益の農業経営の実現は可能

営農類型

農地を所有しない中小家畜経営等も認定の対象

組織形態

農業生産法人以外の農業を営む法人も認定の対象、農外からの参入企業も認定の対象